

記載例 22 休業補償請求書 (全部休業のみの場合)
都支部様式第2号

休業補償請求書 休業援護金申請書		認定番号 0000-0000
		請求回数 第 1 回
地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日 平成29年 8 月 6 日
請求（申請）者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2 ふりがな 新宿 太郎 氏 名 新宿 太郎 個人番号		（新印）
（補償費の受領委任） この請求（申請）書による休業補償費（休業援護金）の受領を 総務課長 甲 野 一郎（甲野）に委任します。 新宿 太郎（新宿）		
1 被災職員に関する事項	所属団体名 東京都	所属部局名 〇〇局〇〇部
	氏 名 新宿太郎 昭和56年 2 月 1 日生（36歳）	職名 主 事 ☒ 常 勤 ☐ 令第1条職員 負傷または発病の年月日 平成29年 7 月 2 日
2 請求日数	平成 29 年 7 月 3 日から 平成 29 年 7 月 31 日までのうち全部休業した日数 29 日	
*3 所属部局の長の証明	1 及び 2 については、記載のとおりであることを証明します。 平成 29 年 8 月 5 日 所属部局の { 所在地 新宿区西新宿2-8-1 名 称 〇〇局〇〇部 長の職・氏名 部長 淀橋 一男 } 公印	
4 休業補償	全部休業した日についての計算	(平均給与額) (A) 13,084 円 × $\frac{60}{100}$ = 7,850 円
	休業補償請求金額	(A) (請求日数) 7,850 円 × 29 = 227,650 円
5 休業援護金	全部休業した日についての計算	(平均給与額) (B) 13,084 円 × $\frac{20}{100}$ = 2,616 円
	休業援護金申請金額	(B) (請求日数) 2,616 円 × 29 = 75,864 円
*6 医師の証明	認定傷病名 右下腿骨骨折	現在の状態 平成29年 8 月 2 日 ☐ 治癒 ☐ 死亡 ☐ 中止 ☒ 継続中 ☐ 転医
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 平成 29 年 7 月 3 日から の うち 29 日	勤務することができなかったと認められる理由 歩行不能のため (7月3日から7月21日まで入院)
	平成 29 年 7 月 31 日まで 1 の被災職員については、上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 8 月 2 日	千代田区永田町〇-〇 医療機関の { 名 称 関東整形外科病院 医師の氏名 関 東 次 郎 } (関東)
7 送金希望の場合	振込先銀行機関名 ☒ 普通預金 ☐ 当座預金 口座番号 1234765	* 決定金額
	預金名義 通帳のとおり正確に記入し且つ、フリガナを付ける フリガナ 休業補償取扱者 フリガナ 総務課長 甲 野 一郎	休業補償 休業援護金 合計
所属事務担当者 係・氏名 福利係 都庁花子 (電話) (5321)1111 内0000		*

受領委任でない場合は本人と、受領委任の場合は受任者と名前は一致すること

別紙「平均給与額算定書」で算定した額

銀行に届けている口座名義を正確に記入

円未満切捨て

注意事項
1 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印記入すること。
2 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 項第 5 項に規定する個人番号を記入すること。ただし、第 2 回以後の請求において個人番号に変更のない場合は、記入する必要がないこと。
3 令第 1 条職員とは、再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。（P. 2～3 参照）
4 送金希望の場合は、請求書若しくは、受領受任者と口座名義人が同一であること。
5 「平均給与額算定書（2 号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入し添付すること。ただし、第 2 回目以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、添付する必要はないこと。
6 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		
円÷＝円 銭		
①災害発生日(平成 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給		②補償事由発生日(平成29 年 7 月 3 日)にお ける基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 2 級 40 号給
給 料 円		給 料 276,600 円
扶 養 手 当 円		扶 養 手 当 19,500 円
地 域 手 当 円		地 域 手 当 53,298 円
特勤手当又はへき地勤務手当 円		特勤手当又はへき地勤務手当 円
計 円		計 349,398 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		
円÷30＝円 銭		
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		
349,398 円÷30＝ 11,646 円 60 銭		
(G) 規則第3条第4項による金額		
災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		
円÷30＝円 銭(ヌ)		
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		
円 銭(ル)		
(ル) (総務大臣が定める率)		
円 銭×＝円 銭		
規 則 第 3 条 第 6 項 に よ る 金 額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	
	円÷30＝円 銭	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降 に属する場合の金額	
	災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	
	円÷30＝円 銭(ヲ)	
(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		
円 銭(ワ)		
(ワ) (総務大臣が定める率)		
円 銭×＝円 銭		
(J) (H)(I)以外の金額		
円 銭		
(K) 規則第3条第7項による金額		
3,920 円		
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額		
法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳		
最高限度額 円 最低限度額 円 昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 ☐ 有 ☐ 無		
2 平均給与額		
13,084 円 (A) による金額		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 8 月 5 日		
所属部局の { 所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 ○○局○○部 長の職・氏名 部長 淀橋 一 男		
公印		

休業補償請求書

休業援護金申請書

認定番号	0000-0000
請求回数	第 2 回

請求（申請）年月日 平成 29 年 9 月 6 日	
請求（申請）者の住所 ○○県○○市○○町1-2	
氏 名 新宿 太郎	
個 人 番 号	
1 被災職員に関する事項	所属団体名 東京都 氏名 新宿 太郎 職名 主 事 負傷又は発病の年月日 平成 29 年 7 月 2 日
2 請求日数等	平成 29 年 8 月 1 日から 平成 29 年 8 月 31 日まで のうち 14 日 全部休業した日に支払われた給与の額 0 円 一部休業した日に支払われた給与の額 4,128 円
*3 所属部局の長の証明	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 9 月 5 日 所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 ○○局○○部 長の職・氏名 部長 淀橋 一男
4 休業補償	全部休業した日について (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) (請求日数) 13,084 円 × $\frac{60}{100}$ - 0円 = 7,850 円 7,850 円 × 11 日 = 86,350 円(A) 一部休業した日について (平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) (総務大臣が最高限度額として定める額) 円(イ) (ア)又は(イ)のうちいずれか低い額 (請求日数) 8,956 円 × $\frac{60}{100}$ = 5,373 円 5,373 円 × 3 日 = 16,119 円(B) 請求金額 (A)+(B) 102,469円
5 休業援護金	全部休業した日について ① 休業補償を受ける場合 (平均給与額) (請求日数) 13,084 円 × $\frac{20}{100}$ = 2,616 円 2,616 円 × 11 日 = 28,776 円(C) ② 休業補償を受けない場合 (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) (請求日数) 円 × 日 = 円(D) 一部休業した日について (平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) (総務大臣が最高限度額として定める額) 円(イ) (ウ)又は(イ)のうちいずれか低い額 (請求日数) 8,956 円 × $\frac{20}{100}$ = 1,791 円 1,791 円 × 3 日 = 5,373 円(E) 申請金額 (C)+(D)+(E) 34,149 円
6 他法年金の受給関係	□ の被保険者であった。 ☒ 被保険者ではなかった。
*7 医師の証明	傷病名 右下腿骨骨折 請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 平成 29 年 8 月 1 日から 平成 29 年 8 月 31 日まで のうち 14 日 現在の状態 平成 29 年 9 月 1 日 □治ゆ □死亡 □中止 □転医 ☒ 継続中 上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 9 月 1 日 医療機関の 所在地 千代田区永田町○-○ 名称 関東整形外科病院 医師の氏名 関 東 次 郎

別紙1「一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書」で算定した額

別紙2「平均給与額算定書」で算定した額

別紙3「請求書にあわせて証明を受けた場合は、第○回請求書に証明有り」と記載

円未満切捨て

銀行に届けている口座名義を正確に記入
銀行・支店コードを余白に記入

請求者と異なる場合は受領委任状
(記載例は次頁)を添付すること

8 送金希望の場合	振込み	振込先 金融機関名	〇〇 銀行 〇〇 支店		*受	理	平成 年 月 日
		☒ 普通預金 ☐ 当座預金		*決定 金額	休業 補償	法第30条の制限 ☐ 有 ☐ 無	
		口座番号	1234765		休業 援護金	円	
		預金名義者	キョウギョウホショウトリアツカイシャ 休業補償取扱者 ソウムカチョウ コウノイチロウ 総務課長 甲野一郎			円	
	送金 小切手	受取先 金融機関名	銀行 支店			合計	円
	その他			*通知	平成 年 月 日		
					*支払	平成 年 月 日	

〔注意事項〕

- 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、第2回以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 令第1条職員とは、再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。（P.2～3参照）
- 「2 請求日数等」の欄には、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「全部休業した日についての計算」の項の「（平均給与額）」には、「平均給与額算定書（2号紙）」の「2 平均給与額」の金額を、「一部休業した日についての計算」の項の「（平均給与額）」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、平均給与額が法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない額を記入すること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「総務大臣が定める額(イ)」の項には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を記入すること。
- 「6 他法年金の受給関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
- 「*7 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。
- 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、第2回以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

(例)

委 任 状

平成 29 年 9 月 6 日

地方公務員災害補償基金
東 京 都 支 部 長 殿

所属団体名 東京都
所属部局名 ○○局○○部
氏 名 新 宿 太 郎

 印

私は 総務課長 甲 野 一 郎

 印

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

地方公務員災害補償法に基づく、様式第 7 号により請求した休業補償・休業援護金
(平成 29 年 8 月分) の受領に関すること。

様式第 7 号で請求し、受領委任する場合には、委任者と受任者がそれぞれ押印した委任状を添付する必要があります。

委任状に定まった様式はありません。本例に限らず、既存のものを使用しても構いませんが、複数月の休業補償・休業援護金を同時に受領委任する場合は、その旨を明記してください。

別紙 1

一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書（平成 29 年 8 月分）

認定番号	氏 名	100/100 単価
〇〇〇〇－〇〇〇〇	新 宿 太 郎	2,080

(A)

一部休業した日の給与日額

給料表（2-40）	月 額	日額(1 円未満切捨) = 月額 ÷ 30
給 料	276,600	9,220
扶養手当	19,500	650
地域手当	53,298	1,776
住居手当	15,000	500
通勤手当	9,073 1/3	302
他の 月額 手当		
		12,448

(B)

平均額は、給与の種類ごとに1円未満の端数を切捨てる

一部休業した日とその日に支払われた給与

休業した日（曜日）	16（金）	23（金）	30（金）	（ ）
休業した時間	4	4	4	
給 与 日 額	12,448	12,448	12,448	
時間外勤務手当				
日 額 手 当				
減額された給与	8,320	8,320	8,320	
支払われた給与	4,128	4,128	4,128	

(C)

(B)

(D)

(E)

(F)=(A)×(C)

(B)+(D)+(E)-(F)

この金額を休業補償請求書（差額）に記入

一部休業した日に時間外勤務、日額特勤等がある場合記入

一部休業した日の給与減額における算出方法（いずれかにチェック）

- ☒ 減額された給与は、『100/100 時間単価×時間数』で算出しており、被災職員の 100/100 単価は別紙により確認しています。
- ☐ 減額された給与の算出方法は、別紙のとおりです。

いずれの場合も、根拠資料を添付

平均給与額算定書

2 号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	新宿 太郎 昭和56 年 2 月 1 日生	補償の種類	休業補償
-------------------	--------------------------	-------	------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	29 年4月1日から 29 年4月30日まで	29 年5月1日から 29 年5月31日まで	29 年6月1日から 29 年6月30日まで	計	備考	
総日数	30 日	31 日	30 日	91 日	通勤手当 H29年4月支給 (H29年4月 ～H29年9月分) 54,440円	
勤務した日数	22 日	23 日	20 日	65 日		
控除日数	日	日	日	日		
給 与	給料	276,600 円	276,600 円	276,600 円		829,800 円
	扶養手当	19,500 円	19,500 円	19,500 円		58,500 円
	地域手当	53,298 円	53,298 円	53,298 円		159,894 円
	住居手当	15,000 円	15,000 円	15,000 円		45,000 円
	通勤手当	9,073 $\frac{1}{3}$ 円	9,073 $\frac{1}{3}$ 円	9,073 $\frac{1}{3}$ 円		27,220 円
	時間外勤務手当	26,000 円	23,400 円	20,800 円		70,200 円
	宿日直手当	円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
	円	円	円	円		
計	399,471 $\frac{1}{3}$ 円	396,871 $\frac{1}{3}$ 円	394,271 $\frac{1}{3}$ 円	1,190,614 円		
(A) 法第2条第4項本文による金額 (給与総額) (総日数) 1,190,614 円 ÷ 91 = 13,083 円 67 銭 (イ)			寒冷地手当 〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕 円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)			
(イ) + (ロ) = 13,083 円 67 銭						
(B) 法第2条第4項ただし書による金額 〔日、時間又は出来高払制によ って定められた給与の総額〕 (勤務した日数) 70,200 円 ÷ 65 × $\frac{60}{100}$ = 648 円 00 銭 (ハ) (その他の給与の総額) (総日数) 1,120,414 円 ÷ 91 = 12,312 円 24 銭 (ニ) (ロ) + (ハ) + (ニ) = 12,960 円 24 銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算) (寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額) 〔 $\frac{\text{ } \times 5}{365}$ + $\frac{\text{ }}{\text{ }}$ 〕 × $\frac{\text{ }}{\text{ }}$ = 円 銭 (ホ) (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ) (ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト) (寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト) 〔 $\frac{\text{ } \times 5}{365}$ × $\frac{\text{ }}{\text{ }}$ 〕 + $\frac{\text{ }}{\text{ }}$ = 円 銭 (総日数) (控除日数) 日 - 日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算) 〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く) 円 ÷ $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ) (寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ) 〔 $\frac{\text{ } \times 5}{365}$ × $\frac{\text{ }}{\text{ }}$ 〕 + $\frac{\text{ }}{\text{ }}$ = 円 銭 (総日数) (控除日数) 日 - 日 (チ) + (リ) = 円 銭						

〔注意事項〕 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)			
円 ÷		= 円 銭	
①災害発生日(平成 年 月 日)における基本的給与の月額		②補償事由発生日(平成 29 年 8 月 1 日)における基本的給与の月額	
職給料表 級 号給		行政(一) 職給料表 2 級 40 号給	
給料	円	給料	276,600 円
扶養手当	円	扶養手当	19,500 円
地域手当	円	地域手当	53,298 円
特勤手当又はへき地勤務手当	円	特勤手当又はへき地勤務手当	円
計	円	計	349,398 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)			
円 ÷ 30 =		円 銭	
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)			
349,398 円 ÷ 30 =		11,646 円 60 銭	
(G) 規則第3条第4項による金額			
災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)			
円 ÷ 30 =		円 銭(ヌ)	
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額			
円 銭(ル)		(ル)	
(総務大臣が定める率)			
円 銭 ×		= 円 銭	
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)		
	円 ÷ 30 = 円 銭		
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額		
	災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		
	円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)		
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		
円 銭(ワ)			
(ワ) (総務大臣が定める率)			
円 銭 ×		= 円 銭	
(J) (H)(I)以外の金額			
円		銭	
(K) 規則第3条第7項による金額			
3,920 円			
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳			
最高限度額 円		最低限度額 円	
		昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 ☐ 有 ☐ 無	
2 平均給与額			
13,084 円 (A)		による金額	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 9 月 3 日			
所属部局の { 所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 ○○局○○部 長の職・氏名 部長 淀橋一男			
公印			

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	0000-0000
請求回数	第 2 回

地方公務員災害補償基金東京都支部長...殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求 （申請）します。		請求（申請）年月日 平成 29 年 5 月 8 日	
		請求（申請）者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2	
氏 名 東京花子		個人番号	
1 被災職員に関する事項	所属団体名 〇〇区 氏名 東京花子 昭和31年 12 月 1 日生（60歳）	所属部局名 〇〇部〇〇課 職 名 主 事 勤 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 法令第1条職員 ☐ 負傷又は発病の年月日 平成 29 年 3 月 31 日	
2 請求日数等	平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までのうち 14 日		
3 所属部局の証明	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 5 月 6 日 所属部局の { 所在地 〇〇区〇〇4-5-6 名 称 〇〇区〇〇部 長の職・氏名 部長 〇〇〇〇 } 公印		
4 休業補償	(平均給与額) (療養に要した時間) × 4 日 (療養年月日)		
	$15,205 \text{ 円} \times \frac{60}{100} \times \frac{7.75}{7.75} = 9,123 \text{ 円}$ (29 年 4 月 1~4 日)		
	(平均給与額) (療養に要した時間) × 10 日 (療養年月日)		5, 8, 9, 15
	$15,205 \text{ 円} \times \frac{60}{100} \times \frac{3}{7.75} = 3,531 \text{ 円}$ (29 年 4 月 16, 22 日 23, 25, 26, 30)		
請求金額		71,802 円	
5 休業援護金	(平均給与額) (療養に要した時間) × 4 日 (療養年月日)		
	$15,205 \text{ 円} \times \frac{20}{100} \times \frac{7.75}{7.75} = 3,041 \text{ 円}$ (29 年 4 月 1~4 日)		
	(平均給与額) (療養に要した時間) × 10 日 (療養年月日)		5, 8, 9, 15
	$15,205 \text{ 円} \times \frac{20}{100} \times \frac{3}{7.75} = 1,177 \text{ 円}$ (29 年 4 月 16, 22 日 23, 25, 26, 30)		
申請金額		23,934 円	
6 他法年金の受給関係	☐ の被保険者であった。 ☒ 被保険者ではなかった。		
* 7 医師の証明	傷病名 左鎖骨骨折		
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数		現在の状態 平成 29 年 4 月 30 日
	平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日まで	のうち 14 日	☐ 治癒 ☐ 死亡 ☐ 中止 ☐ 転医 ☒ 継続中
	上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 4 月 30 日 医療機関の { 所在地 千代田区永田町〇-〇 名 称 関東整形外科病院 医師の氏名 関 東 五 郎 } 関東		

別紙「平均給与額算定書」で算定した額

1 日ごとに端数処理（1 円未満切り捨て）

8 送金希望の場合	振込み	振込先 金融機関名	〇〇 銀行 〇〇 支店	*受	理	平成 年 月 日
		☒ 普通預金 ☐ 当座預金		*決 定 金 額	休 業 補 償	法第30条の制限 ☐ 有 ☐ 無 円
		口座番号	1234567		休 業 援 護 金	円
		フリガナ 預金名義者	トウ キョウ ハナ コ 東 京 花 子			
	送金 小切手	受取先 金融機関名	銀行 支店		合 計	円
	その他			*通 知	平成 年 月 日	
				*支 払	平成 年 月 日	

〔注意事項〕

- この請求（申請）書は、離職した後に休業補償（休業援護金）を請求（申請）する場合に使用すること。
- 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、第2回以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 令第1条職員とは、再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。（P.2～3参照）
- 「2 請求日数等」の欄には、地方公務員災害補償法第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「（療養に要した時間）」の項には、療養に要した時間数（1時間未満の端数がある場合には、切り捨てた時間数）を記入すること。ただし、当該時間数が7.75時間を超える場合には、7.75時間とすること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄が不足する場合には、別紙を付して記入すること。
- 「6 他法年金の受給関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「☐_____の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
- 「*7 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。
- 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、第2回以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- この請求（申請）書には、「療養に要した時間」に関する明細を添付すること。
- 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	東京花子 昭和31年12月1日生	補償の種類	休業補償
-------------------	---------------------	-------	------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	28年12月1日から 28年12月31日まで	29年1月1日から 29年1月31日まで	29年2月1日から 29年2月28日まで	計	備考	
総日数	31日	31日	28日	90日	・通勤手当 H28年10月支給 (H28年10月 ～H29年3月分) 15,600円 ・H29年3月31日 離職	
勤務した日数	21日	23日	20日	64日		
控除日数				0日		
給 与	給料	375,900円	375,100円	375,100円		1,126,100円
	扶養手当	0円	0円	0円		0円
	地域手当	67,662円	67,518円	67,518円		202,698円
	住居手当	0円	0円	0円		0円
	通勤手当	2,600円	2,600円	2,600円		7,800円
	時間外勤務手当	10,599円	10,575円	7,050円		28,224円
	宿日直手当					
	日額特勤務	0円	3,600円	0円		3,600円
計	456,761円	459,393円	452,268円	1,368,422円		
(A) 法第2条第4項本文による金額		寒冷地手当				
(給与総額) (総日数) 1,368,422円 ÷ 90 = 15,204円68銭(イ)		〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕 円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)				
(イ) + (ロ) =		15,204円68銭				
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
〔日、時間又は出来高払制によ〕 (勤務した日数) 〔て定められた給与の総額〕 31,824円 ÷ 64 × $\frac{60}{100}$ = 298円35銭(ハ)						
(その他の給与の総額) (総日数) 1,336,598円 ÷ 90 = 14,851円08銭(ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 15,149円43銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
〔 $\frac{\text{ } \times 5}{365}$ + 〕 × - = 円 銭(ホ)						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭(ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 円 銭(ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
〔 $\frac{\text{ } \times 5}{365} \times$ 〕 + - 円 銭 = 円 銭						
(総日数) (控除日数) 日 - 日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
円 ÷ × $\frac{60}{100}$ = 円 銭(チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)						
〔 $\frac{\text{ } \times 5}{365} \times$ 〕 + - 円 銭 = 円 銭(リ)						
(総日数) (控除日数) 日 - 日						
(チ) + (リ) = 円 銭						

〔注意事項〕別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)			
円 ÷		= 円 銭	
①災害発生の日(平成 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給		②補償事由発生日(平成 29 年 3 月 31 日)にお ける基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 3 級 75 号給	
給 料	円	給 料	375,100 円
扶 養 手 当	円	扶 養 手 当	0 円
地 域 手 当	円	地 域 手 当	67,518 円
特勤手当又はへき地勤務手当	円	特勤手当又はへき地勤務手当	円
計	円	計	442,618 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)			
円 ÷ 30 =		円 銭	
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)			
円 ÷ 30 =		円 銭	
(G) 規則第3条第4項による金額			
災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)			
円 ÷ 30 =		円 銭(ヌ)	
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額			
円 銭(ル)		円 銭(ル)	
(ル) (総務大臣が定める率)			
円 銭 ×		= 円 銭	
規 則 第 3 条 第 6 項 に よ る 金 額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 442,618 円 ÷ 30 = 14,753 円 93 銭		
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降 に属する場合の金額		
	災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		
	円 ÷ 30 =		円 銭(ヲ)
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		
円 銭(ワ)		円 銭(ワ)	
(ワ) (総務大臣が定める率)			
円 銭 ×		= 円 銭	
(J) (H)(I)以外の金額			
円		銭	
(K) 規則第3条第7項による金額 3,920 円			
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳			
最 高 限 度 額		最 低 限 度 額	昭和61年改正法附則第5条の規定によ る経過措置の適用 ☐ 有 ☐ 無
円		円	
2 平均給与額 15,205 円 (A) による金額			
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 5 月 6 日			
所属部局の { 所 在 地 ○○区○○4-5-6 名 称 ○○区○○部 長の職・氏名 部 長 ○ ○ ○ ○			



差 額

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	0000-0000
請求回数	第 3 回

地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日 平成 29 年 11 月 14 日 請求（申請）者の住所 <u>〇〇県〇〇市〇〇町1-2</u> フリガナ <u>シン ジョウ タ ロウ</u> 氏 名 <u>新宿 太郎</u> 印 個人番号 <u>□□□□□□□□□□</u>			
（補償費の受領委任） 総務課長 甲野 一郎 印		この請求（申請）書による休業補償費（休業援護金）の受領を 新宿 太郎 印 に委任します。			
1 被災職員に関する事項	所属団体名 <u>東京都</u> 氏 名 <u>新宿 太郎</u> 昭和 56 年 2 月 1 日生（36 歳）	所属部局名 <u>〇〇局〇〇部</u> 職名 <u>主事</u> ☒ 常勤 ☐ 令第1条職員 負傷または発病の年月日 平成 29 年 7 月 2 日			
2 請求日数等	平成 29 年 7 月 3 日から 平成 29 年 8 月 31 日まで のうち 43 日 { 全部休業した日数 40 日 一部休業した日数 3 日 } { 全部休業した日に支払われた給与の額 0 円 一部休業した日に支払われた給与の額 4,199 円 }				
3 請求回数	期 間	請求日数	休業補償	休業援護金	4 平均給与額
1	7 月 3 日 ~ 7 月 31 日	29 日	227,650 円	75,864 円	新 13,393
2	8 月 1 日 ~ 8 月 31 日	14 日	102,469 円	34,149 円	
請求分	月 日 ~ 月 日	日	円	円	旧 13,084
合 計		43 日	330,119 円	110,013 円	
*5 所属部局の長の証明	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 11 月 12 日 <u>新宿区西新宿2-8-1</u> 所属部局の { 所在地 〇〇局〇〇部 名 称 長の職・氏名 部長 淀橋 一男 }				
6 休業補償	全部休業した日について	(平均給与額)	(請求日数)		
	13,393 円	$\times \frac{60}{100} = 8,035$ 円	$\times 40 =$	321,400 円(A)	
	一部休業した日について	(平均給与額)	(請求日数)		
(13,393 円 - 4,199 円)	$\times \frac{60}{100} = 5,516$ 円	$\times 3 =$	16,548 円(B)		
(A) + (B) =		337,948	-	330,119	= 7,829 円
7 休業援護金	全部休業した日について	(平均給与額)	(請求日数)		
	13,393 円	$\times \frac{20}{100} = 2,678$ 円	$\times 40 =$	107,120 円(A)	
	一部休業した日について	(平均給与額)	(請求日数)		
(13,393 円 - 4,199 円)	$\times \frac{20}{100} = 1,838$ 円	$\times 3 =$	5,514 円(B)		
(A) + (B) =		112,634	-	110,013	= 2,621 円
8 備考	☐ () 年度給与改定に伴う請求 ☒ 昇給昇格に伴う請求 (☐ 昭和 ☒ 平成 29 年 4 月 1 日) ☐ その他 ()				
9 送金希望の場合	振込先銀行機関名	〇〇 銀行 〇〇 支店		* 決定金額	休業補償
	☒ 普通預金 ☐ 当座預金 口座番号 1234765				休業援護金
	預金名義	通帳のとおり正確に記入し且つ、フリガナを付ける フリガナ <u>キョウギョウホショウトリアツカイシャ</u> <u>休業補償取扱者</u> フリガナ <u>ソウムカチョウ コウノイチロウ</u> <u>総務課長 甲野 一郎</u>			合 計
所属事務担当者		係・氏名 福利係 都庁花子 (電話) (5321)1111 内0000			

受領委任でない場合は本人と、受領委任の場合は受任者と名前は一致すること。

円未満切捨て処理後、請求日数を乗じること。

銀行に届けている口座名義を正確に記入

別紙1「平均給与額算定書」で算定し直した額

別紙2「二部休業した日に支払われた給与の算定内訳書」で算定し直した額

- 注 1 送金希望の場合は、請求者若しくは、受領受任者と口座名義人が同一であること。なお、口座番号を明記すること。
 2 □印の該当するところには✓で表示すること。
 3 休業補償請求金額欄の旧休業補償額と既請求分欄の休業補償合計額とは一致し、既請求分欄の休業援護金合計額と同欄の旧休業援護金の額とは一致する。
 4 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。
 5 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。
 6 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記入すること。ただし、第 2 回目以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
 7 令第 1 条職員とは、再任用短時間勤務職員等及び常勤の非常勤職員をいう。（P.2~3 参照）

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	新宿 太郎 昭和56 年 2 月 1 日生	補償の種類	休業補償(差額)
-------------------	--------------------------	-------	----------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	29 年4月1日から 29 年4月30日まで	29 年5月1日から 29 年5月31日まで	29 年6月1日から 29 年6月30日まで	計	備考	
総日数	30 日	31 日	30 日	91 日	通勤手当 H29年4月支給 (H29年4月 ～H29年9月分) 54,440円	
勤務した日数	22 日	23 日	20 日	65 日		
控除日数	日	日	日	日		
給 与	給料	284,000 円	284,000 円	284,000 円		852,000 円
	扶養手当	19,500 円	19,500 円	19,500 円		58,500 円
	地域手当	54,630 円	54,630 円	54,630 円		163,890 円
	住居手当	15,000 円	15,000 円	15,000 円		45,000 円
	通勤手当	9,073 $\frac{1}{3}$ 円	9,073 $\frac{1}{3}$ 円	9,073 $\frac{1}{3}$ 円		27,220 円
	時間外勤務手当	26,690 円	24,021 円	21,352 円		72,063 円
	宿日直手当	円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
計	408,893 $\frac{1}{3}$ 円	406,224 $\frac{1}{3}$ 円	403,555 $\frac{1}{3}$ 円	1,218,673 円		
(A) 法第2条第4項本文による金額				寒冷地手当 〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕 円 $\times 5 \div 365 =$ 円 銭 (ロ)		
(給与総額) (総日数) 1,218,673 円 $\div$ 91 = 13,392 円 01 銭 (イ)				(イ) + (ロ) = 13,392 円 01 銭		
(B) 法第2条第4項ただし書による金額 〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額〕 (勤務した日数) 72,063 円 $\div$ 65 $\times \frac{60}{100} =$ 665 円 19 銭 (ハ) (その他の給与の総額) (総日数) 1,146,610 円 $\div$ 91 = 12,600 円 10 銭 (ニ) (ロ) + (ハ) + (ニ) = 13,265 円 29 銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算) (寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額) 〔 $\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} + \frac{\text{その他の給与の総額}}{\text{その月の総日数}} \times \text{控除日数} - \text{減額された給与の額} \times \text{控除日数} \times \frac{60}{100}$ 〕 = 円 銭 (ホ) (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ) (ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト) (寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト) 〔 $\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} + \text{給与総額} - \text{ト} \times \frac{60}{100} \times \text{控除日数} \times \frac{60}{100}$ 〕 = 円 銭 (総日数) (控除日数) 日 - 日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算) 〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く) 円 $\div$ $\times \frac{60}{100} =$ 円 銭 (チ) (寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ) 〔 $\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} + \text{その他の給与総額} - \text{ホ} \times \frac{60}{100} \times \text{控除日数} \times \frac{60}{100}$ 〕 = 円 銭 (リ) (総日数) (控除日数) 日 - 日 (チ) + (リ) = 円 銭						

〔注意事項〕別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)			
円 ÷		= 円 銭	
①災害発生日(平成 年 月 日)における基本的給与の月額		②補償事由発生日(平成 29 年 7 月 3 日)における基本的給与の月額	
職給料表 級 号給		行政(一) 職給料表 2 級 44 号給	
給 料	円	給 料	円
扶 養 手 当	円	扶 養 手 当	284,000 円
地 域 手 当	円	地 域 手 当	19,500 円
特勤勤務手当又はへき地勤務手当	円	特勤勤務手当又はへき地勤務手当	54,630 円
計	円	計	358,130 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)			
円 ÷ 30 =		円 銭	
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)			
358,130 円 ÷ 30 =		11,937 円 66 銭	
(G) 規則第3条第4項による金額			
災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)			
円 ÷ 30 =		円 銭(ヌ)	
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額			
円 銭(ル)		(ル)	
(総務大臣が定める率)			
円 銭 ×		= 円 銭	
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)		
	円 ÷ 30 = 円 銭		
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額		
	災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		
	円 ÷ 30 =		円 銭(ヲ)
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		
円 銭(ワ)		(ワ)	
(総務大臣が定める率)			
円 銭 ×		= 円 銭	
(J) (H)(I)以外の金額			
円		銭	
(K) 規則第3条第7項による金額			
3,920 円			
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳			
最高限度額		最低限度額	
円		円	
昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 ☐ 有 ☐ 無			
2 平均給与額			
13,393 円 (A) による金額			
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 11 月 12 日			
所属部局の { 所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 ○○局○○部 長の職・氏名 部長 淀橋 一 男 } 公印			

別紙 2

一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書 (平成 29 年 8 月分)

認定番号	氏 名	100/100 単価
〇〇〇〇－〇〇〇〇	新 宿 太 郎	2, 135

(A)

一部休業した日の給与日額

給料表 (2-44)	月 額	日額(1 円未満切捨) = 月額 ÷ 30
給 料	284, 000	9, 466
扶養手当	19, 500	650
地域手当	54, 630	1, 821
住居手当	15, 000	500
通勤手当	9, 073 1/3	302
他の 月額 手当		
		12, 739

(B)

平均額は、給与の種類ごとに一円未満の端数を切捨てる

一部休業した日とその日に支払われた給与

休業した日 (曜日)	16 (金)	23 (金)	30 (金)	()
休業した時間	4	4	4	
給 与 日 額	12, 739	12, 739	12, 739	
時間外勤務手当				
日 額 手 当				
減額された給与	8, 540	8, 540	8, 540	
支払われた給与	4, 199	4, 199	4, 199	

(C) (B) (D) (E) (F)=(A) × (C) (B)+(D)+(E)-(F)

一部休業した日に時間外勤務、日額特勤等がある場合記入

(差額)に記入
この金額を休業補償請求書

一部休業した日の給与減額における算出方法 (いずれかにチェック)

- ☒ 減額された給与は、『100/100 時間単価×時間数』で算出しており、被災職員の 100/100 単価は別紙により確認しています。
- ☐ 減額された給与の算出方法は、別紙のとおりです。

いずれの場合も、根拠資料を添付